

平成 15 年 12 月 25 日
内 閣 官 房

再就職状況の公表について

- 1 政府は、「公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）において、公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備することを決定しているところである。今回の公表は、これに基づいて行うものとして、昨年につき 2 回目のものである。
- 2 今回、内閣官房において公表するのは、平成 14 年 8 月 16 日から平成 15 年 8 月 15 日までの 1 年間に内閣官房の課長・企画官相当職以上で退職した職員に係る本年 12 月 1 日までの再就職（選挙によって公職に就いた場合を含む。）の状況であり、その結果は別表のとおりである。
- 3 他府省の再就職状況については、本日、各府省においてそれぞれ公表されているところであり、これらを総括した結果については、内閣官房及び総務省において公表されている。

【連絡先】

内閣官房内閣総務官室 畠山、鎌田
電話 03-5253-2111（内線 85114）
03-3581-4628（直通）

平成15年 再就職状況の公表について

平成15年12月25日
内閣官房

平成14年8月16日から15年8月15日までの1年間に内閣官房の課長・企画官相当職以上で退職した職員の本年12月1日までの再就職の状況は次のとおりです。

整理番号	氏名	退職時年齢	退職時官職	退職日	再就職先の名称及び業務内容	再就職先での役職	再就職日	再就職承認関係
1	浦部 和好	59歳	内閣官房副長官補	H14.10.1	特命全権大使		H14.10.7	不要
2	近藤 茂夫	61歳	内閣広報官	H15.7.30	特命全権大使		H15.9.29	不要

注) 「再就職承認」とは、国家公務員法第103条第3項等により、在職中一定の関係にあった営利企業に就職しようとする場合に求められている手続きです。

(参考)

公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)(抄)

新たな公務員制度の概要

3 適正な再就職ルールの確立

(4) 再就職状況全般に係る公表制度

公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備する。

各府省は、内閣の定めるところにより、毎年1回、本府省の課長・企画官相当職以上(地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。)の離職者の離職後2年以内の再就職先について、営利企業・特殊法人等・公益法人などすべての再就職先を対象に、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。

内閣は、各府省の公表事項をとりまとめ、毎年1回公表することとする。

再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ(平成14年3月29日最終改正)

「中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日 中央省庁等改革推進本部決定)」及び「公務員制度改革大綱(平成13年12月25日 閣議決定)」を踏まえ、再就職の公正性、透明性を確保するため、以下のとおり、再就職状況の公表を実施する。

1. 公表内容

各府省は、所属対象職員の再就職について、当該職員の氏名、退職時年齢、退職時官職、退職日、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、再就職日、再就職承認関係を公表する。

2. 対象職員

対象職員の範囲は、本府省の課長・企画官相当職以上の者及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の者とする。

3. 公表方法

各府省は、所属職員の再就職状況等を勘案し、毎年度1回、過去1年間における所属対象職員の再就職状況を公表するとともに、内閣官房及び総務省はこれを総括して公表する。

4. 施行期日

本申合せは、平成14年4月1日から施行する。